

植物新品種の海外出願の動向と課題

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会

イノベーション事業部主任調査役

石川 君子

1. 背景

すべてはシャインマスカットから始まった。シャインマスカットは、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という）で育成され、2006年3月9日に品種登録されたブドウ品種である。2016年に中国で広範に生産されていることがマスコミに報じられ、国内で注目を集める人気品種だったため、大きな話題となった。



それまでも、県や農研機構で育成された柑橘の優良品種が韓国の済州島で大規模に生産され、輸出も行われていることなどが分かっていたが、育成県内での生産に限定されていたこと等から、一般の知名度はそれほど

高くなく、マスコミが取り上げるなど大きな話題になることはなかった。

シャインマスカットを含め、これらの品種は、いずれも海外に出願可能な期間（果樹は通常6年）を過ぎていたため、海外での生産や販売を差し止めることができず、いわば、合法的に海外流出を許してしまったものである。

2. 国による支援の開始

シャインマスカット流出の反響は大きかった。国会でも取り上げられ、2016年11月には、平成28年度植物品種等海外流出防止緊急対策として3億円の補正予算が組まれ、植物品種の海外での育成者権保護の総合的な対策がスタートした。

筆者の勤務する公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会（以下「JATAFF」という）は、（一社）

日本種苗協会、（一社）日本果樹種苗協会、全国食用キノコ種菌協会、農研機構種苗管理センターとコンソーシアムを組んで、この予算に応募し、実施機関となった。その後、平成29年度に当初予算として植物品種等海外流出防止総合対策事業（3,700万円）、平成29年度補正予算植物品種等海外流出防止緊急対策事業（2億4,000万円）、平成30年度植物品種等海外流出防止総合対策事業（4,920万円）と立て続けに予算が付き、現在までの予算額は6億円を超える。来年度の農林水産省の概算要求でも4億円が財務省に要求されている。

3. 現在までの支援の内容

平成28年11月から現在までに実施した支援は以下のとおりで、我が国では、恐らく世界でも、初めての取り組みであったことから、「実効性のある取り組みを」と試行錯誤しながら取り組んできた。最近、中国及び韓国でも、育成者に対して同様の支援を開始したとのニュースを聞いている。

（1）海外出願経費の支援



植物品種を海外で権利保護するために必要な経費を支援するもので、全額補助と2分の1補助の2種類がある。現在までに5回の公募を実施し、品種数で

200品種強、1つの品種について複数国への出願があり、延べ件数では600件弱となっている。このうち、566件が採択され、これらの約90%が全額補助である。事業の進捗状況を見ながら、今年度内にさらに1、2回の公募を実施することを検討している。

従来、日本から海外への出願は、植物新品種保護国際同盟が毎年取りまとめる統計によると、年間150件程度であり、これは、大手種苗会社が海外で種苗を販売するために、増殖が容易な種類について、海外の子会社や提携企業を通じて取得するものが大半である。今回の補助事業で、短期間で600件に迫る応募があったことは、予想を超える驚きであった。国の思い切った予算措置とテレビや新聞等によるシャインマスクトショックの報道が、育成者の意識を変えつつあるのではないだろうか。

補助経費の内訳は、国内代理人を使う場合は国内代理人の費用、海外代理人の費用、国籍証明等の取得経費、海外品種保護当局の出願料・審査料・初年度の登録料、種苗の準備費、種苗の輸出経費、植物検疫等にかかる経費、出願国の当局が要求する病害検査等に必要な経費、海外での植物防疫法に基づく隔離検疫に必要な経費、海外での栽培試験のための圃場借り上げ・管理等委託経費など、海外での植物育成者権取得に必要なほぼすべての経費が補助の対象となる。注意が必要なことは、海外での植物育成者権の取得には、国や植物の種類により異なるが、通常、申請が受理されてから、2～3年は必要で、果樹の場合7～8年又はそれ以上かかる場合もあるが、一方で、国の予算は単年度予算を継続して使っているため、年度末に海外で発生した経費の請求が遅れると、翌年度予算では支払えなくなることである。年度末には、海外代理人との連絡を緊密にとって、3月末までに発生する経費を捕捉し、JATAFFに連絡し、年度内の未払金としてその分の予算を取り置く手続きが必要になる。

（2）海外出願支援体制の整備

①海外での育成者権取得に関する相談窓口の設置

植物品種の海外出願を行うための相談について、専門家への相談料を全額支援するもので、以下の6か所の相談窓口を設置している。

- ・ JATAFFイノベーション事業部
- ・ CLS日比谷東京法律事務所 高橋信慶弁護士
- ・ 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK
- ・ 特許業務法人 平木国際特許事務所

- ・ 不二法律特許事務所
- ・ 青和特許法律事務所

相談料は、調査に要する時間も含め、時間単位で計算され、一般的に1時間2万円程度である。なお、JATAFFへの相談は無料である。JATAFFを除く5社については、海外出願の指定代理人として、コンソーシアムと契約を結んでおり、指定代理人を使う場合は、申請者が立て替え払いをすることなく、JATAFFから指定代理人へ経費の支払いが行われる。指定代理人の選定は、海外及び国内への植物品種及び植物品種の特許出願の経験があり、種苗法について相当な知識を有することを基準に行った。もちろん、その他の代理人に依頼することも、直接海外の代理人に依頼することも自由であり、その場合は、申請者から代理人に支払った経費を請求書等の書類を添えてJATAFFに申請し、JATAFFから申請者に支払うこととなる。

植物品種の出願は、国により要求するデータや審査方法、種苗の提出方法、植物検疫条件等が異なることから、一定の経験のある代理人を選定することがポイントである。なお、採択されたものの内、約90%が海外で申請段階にあり、その内20%以上が実体審査（区別性、均一性及び安定性についての技術審査）に入っており、既に登録されたものもいくつか報告されている。海外申請が遅れているものの理由は、種苗の提出に関係するものが多い。海外では、提出期限までに種苗の提出ができないと一般的に延長が認められず拒絶されるため、

1. 種苗の準備が整うまで出願を見合わせている。
2. 輸入許可証が発行されないため出願を見合わせている。
3. 植物検疫上、当該種類の種苗の輸入が禁止されている。
4. 必要なデータや書類が申請者から提供されない。

などである。一部に、海外代理人の対応が遅いなどの事例が報告されている。問題が生じた場合は、JATAFFにご相談いただき、JATAFFが調査し、農林水産省等の関係機関と相談して解決策の検討などを行っている。

②主な出願先国への海外出願マニュアルの作成

現在までに出願数が多い、中国、韓国、米国、EU（欧州品種庁）、インドネシア、台湾について、出願マニュアルを作成し、ベトナム及びオーストラリアについても今年度作成することとなっている。これらは

印刷し、全国の農学系大学、都道府県、試験研究機関、その他の種苗会社等の希望者に配布しており、また、Web上でも公開している。

③育成者権取得の必要性等に関する周知

現在までに行ったことは、事業の説明会及び専門家によるセミナーの開催、全国8か所での現地説明会、セミナー及び専門家による相談会を開催（東京及び京都は、中国、韓国、欧州品種庁及び米国から審査当局の専門家を招請）し、Web上に日本語字幕付き動画を公開している。また、海外出願の重要性等をコンパクトにまとめたリーフレットを作成し、全国に配布するとともに、Web上に公開している。

④我が国の優良品種の海外流出・侵害実態調査

事業の一環として、本年度から日本の品種が海外での程度生産・販売されているのかについて調査を行っている。今年度は、海外出願件数が圧倒的に多い中国及び韓国についての調査を提案した。現地コンサルタントに依頼して、種苗会社で販売されている日本の品種の調査等を実施し、その中から調査ターゲットを選定し、現地調査を実施することとしている。現在までに得られた情報では、日本の新品種であって、本事業で出願し、出願公表中の品種についても、複数の品種について、すでに種苗が現地で販売されていることが分かっている。また、種苗の販売業者登録がされているものもある。さらに、日本の品種を自分が育成したと偽って出願されている事例もあると聞いている。今後、品種の専門家を含む調査団を派遣し、情報の確認や更なるデータ収集を行うこととしている。

シャインマスカットの事例でも、かなり多くのルートで流出が確認されており、品種の海外流出を止めることはほぼ不可能であると言える。育成者は、それぞれの戦略に基づいて、適正に海外での権利保護を行うことが重要である。本事業を通じて、海外で品種の権利を守ることの重要性は、徐々に浸透しつつあると考えるが、次の段階としては、

- ・取得した権利をどのように守るか
- ・どのように品種を利用していくか

という点について、早急に検討しなければならない。海外で出願公表中の品種について、その国で生産や販売が行われている場合、差し止めの警告や販売業者登録の取り消し請求をしない場合、登録になっても、これらの行為を止めることができないとの情報がある。差し止めの警告等の行為は、特に法的な資格がなくて

も、育成者の委任状があればできるため、出願の代理人との契約に、出願中の品種に関する警告等の行為について委任しておく方法もある。権利を取得しただけでは、品種を守ることはできないのである。

⑤海外での育成者権侵害対応に係る経費を支援

海外出願し、出願公表中の品種について、すでに現地で栽培や販売が行われている場合、あるいは、海外で登録になった品種を無断で使用している場合、若しくは、育成者であると偽って第三者が育成者権の出願を行った場合等について、その対応にかかる経費を支援するもので、補助額は3分の2である。裁判等には多額の費用がかかるので、この制度を利用して、侵害に対しては、あきらめずに、強い姿勢で臨むことが、今後の侵害の減少につながると思われる。

4. 海外出願の課題

1年10か月にわたり事業の運営を担当して明らかになった海外出願の課題は、以下のとおり。

（1）最も難しい問題は、種苗の提出である。

①種苗の提出時期に必要な育成ステージ、数量の種苗を用意する

一般に、国内出願よりも数量が多い。提出時期が日本と異なる場合もある。最も類似する対照品種の種苗の提出を求められるが、他の育成者の品種の場合、同意が得られないことがある。出願国に品種保護制度がない又は制度はあってもその種類を保護の対象にしない場合、日本からの種苗の持ち出しは禁止されており、育成者の同意が必要になる。保護の対象になっている場合は、持ち出しは禁止されておらず、育成者の同意も法的には必要ないが、公的な機関の場合は、同意を求めることが多い。この場合、種苗の流出を懸念して、提出に同意してもらえない場合がある。品種保護当局の栽培試験から種苗が流出する恐れは、まずないと考えられ、最近では少しずつ理解が進みつつある。

一般的に、日本で販売されている種苗は、ほぼすべてが海外に持ち出されていると考えられ、育成者権を取得しなければ、何の対抗措置もとれず、いわば権利を放棄したことになる。種苗の提出が期限までにできない場合、一般的に延期は認められず、出願は拒絶される。この場合、出願可能な期間（未譲渡性の4年又は6年の期間、米国及びタイは1年）が残っていると、拒絶される前に一旦出願を取り下げて、種苗の準備が

整ってから再出願する方法がある。

このため、海外出願は、可能な限り国内出願と同時又は優先権を主張して1年以内にすることが良く、権利侵害を未然に防ぐ観点からも、早期の出願が重要である。種苗提出の延期が認められる正当な理由とは、種苗を送ったが植物検疫で不合格になった場合、提出したが枯れた場合などで、ともかく、現地に送られていれば、正当な理由として延期が認められる。

②植物防疫法上輸入が禁止されている

種苗の提出ができないと、出願は拒絶又は審査が停止（米国の場合）される。例えば欧州品種庁（CPVO）の場合、イチゴの審査はスペインで実施されるが、スペインは、栽培に供するイチゴは組織培養も含めすべて輸入禁止品となっている。この場合、品種保護当局の栽培試験用に試験研究用の特別許可をとることが可能である。また、*Prunus* 属の苗木は、プラムボックスウイルスのため、中国及び韓国では世界各国及び日本の本州で栽培された苗木の輸入を禁止している。日本の本州以外で栽培された苗木は輸入が認められる。

輸入が禁止されている場合、試験研究用の特別許可を取るのが唯一の方法であるが、スペインのように栽培試験用に輸入許可が認められる国は少なく、日本を含め多くの国は、国内の大学や試験研究機関が研究用に申請した場合に輸入を許可している。そこで管理して、輸入禁止の対象病害に罹病していないことが明らかになれば、その後の使用が認められ、栽培試験用に提出することができる。このためには、出願者が、海外の試験研究機関と契約して依頼することが必要になる。

植物検疫の問題を回避するためには、日本と海外の品種保護当局間の審査協力により、審査データの相互利用が広がることが強く望まれる。

（2）その他の問題

その他の問題としては、中国の場合、種苗を送る前に輸入許可証を取り付けることが必要であるが、その際に、第三者機関により「非遺伝子組み換え証明書」及び「病害虫の防除証明書」が必要になること、レタスなど欧州の重要野菜では、日本で発生していない病害の抵抗性データを求められることがあり、現地でデータをとるための調査が必要になること等がある。また、運営上の問題としては、申請国、植物の種類、代理人、申請者のデータ準備状況等によって、かかる経費が大きく異なるため、多数の申請について、どの

ような経費がいつ発生するのか予測が非常に難しいことがある。

5. おわりに

日本で植物品種保護制度が導入されて約40年になる。日本では、稲や果樹等の育種は公的機関が中心であり、品種を生産者に普及することに重点が置かれ、育成者権の管理はあまり重要視されてこなかったように思われる。素晴らしい品種は、世界の人々を救うことができる。海外での権利保護や、生産物だけでなく、世界への知財輸出が当たり前のことになる日が来ることを心から願っている。